

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件

平成二十一年二月六日財務省告示第三十二号
改正 平成二十一年六月三日財務省告示第九十五号
改正 平成二十一年六月三十日財務省告示第二百二十号
改正 平成二十二年三月十日財務省告示第八十七号
改正 平成二十二年六月三十日財務省告示第二百二十一号
改正 平成二十三年六月三十日財務省告示第二百二十二号
改正 平成二十四年六月二十九日財務省告示第二百二十七号
改正 平成二十五年七月一日財務省告示第二百二十二号
改正 平成二十五年十二月十八日財務省告示第三百九十七号
改正 平成二十九年三月三十一日財務省告示第七十一号
改正 平成三十年六月二十九日財務省告示第七十九号
改正 令和元年六月二十八日財務省告示第四十九号
改正 令和二年七月一日財務省告示第六十一号
改正 令和三年七月一日財務省告示第七十四号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六

日から適用する。

なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。

- 一 函館税関千歳税関支署
- 二 函館税関札幌税関支署旭川空港出張所
- 三 函館税関青森税関支署青森空港出張所
- 四 函館税関釜石税関支署
- 五 函館税関秋田船川税関支署秋田空港出張所
- 六 東京税関成田税関支署
- 七 東京税関成田羽田税関支署
- 八 東京税関東京航空貨物出張所
- 九 東京税関成田航空貨物出張所
- 十 東京税関東京外郵出張所
- 十一 東京税関新潟税関支署新潟空港出張所
- 十二 横浜税関仙台北空港税関支署
- 十三 横浜税関小名浜税関支署福島空港出張所
- 十四 横浜税関鹿島税関支署茨城空港出張所
- 十五 横浜税関川崎外郵出張所
- 十六 名古屋税関中部空港税関支署
- 十七 名古屋税関清水税関支署静岡空港出張所

- 十八 名古屋税関中部外郵出張所
 - 十九 大阪税関関西空港税関支署
 - 二十 大阪税関伏木税関支署富山空港出張所
 - 二十一 大阪税関金沢税関支署小松空港出張所
 - 二十二 大阪税関大阪外郵出張所
 - 二十三 神戸税関境税関支署
 - 二十四 神戸税関松山税関支署
 - 二十五 神戸税関岡山空港税関支署
 - 二十六 神戸税関広島空港税関支署
 - 二十七 神戸税関高松空港税関支署
 - 二十八 門司税関北九州空港出張所
 - 二十九 門司税関福岡空港税関支署
 - 三十 門司税関福岡外郵出張所
 - 三十一 門司税関大分税関支署大分空港出張所
 - 三十二 門司税関細島税関支署宮崎空港出張所
 - 三十三 長崎税関三池税関支署久留米出張所
 - 三十四 長崎税関長崎空港出張所
 - 三十五 長崎税関八代税関支署熊本空港出張所
 - 三十六 長崎税関鹿児島税関支署鹿児島空港出張所
 - 三十七 沖縄地区税関那覇空港税関支署
 - 三十八 沖縄地区税関那覇外郵出張所
 - 三十九 沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所
- 改正文（平成二十一年六月三日財務省告示第百九十五号）抄

- 平成二十一年六月四日から適用する。
- 改正文（平成二十一年六月三十日財務省告示第二百二十号）抄
- 平成二十一年七月一日から適用する。
- 改正文（平成二十二年三月十日財務省告示第八十七号）抄
- 平成二十二年三月十一日から適用する。
- 改正文（平成二十二年六月三十日財務省告示第二百二十一号）抄
- 平成二十二年七月一日から適用する。
- 改正文（平成二十三年六月三十日財務省告示第二百二十二号）抄
- 平成二十三年七月一日から適用する。
- 改正文（平成二十四年六月二十九日財務省告示第二百二十七号）抄
- 平成二十四年七月一日から適用する。
- 改正文（平成二十五年七月一日財務省告示第二百二十二号）抄
- 平成二十五年七月一日から適用する。
- 改正文（平成二十五年十二月十八日財務省告示第三百九十七号）抄
- 平成二十五年十二月二十日から適用する。
- 改正文（平成二十九年三月三十一日財務省告示第百二十号）抄
- 平成二十九年四月一日から適用する。
- 改正文（平成三十年六月二十九日財務省告示第百七十一号）抄
- 平成三十年七月一日から適用する。
- 改正文（令和元年財務省告示第四十九号）抄
- 令和元年七月一日より適用する。
- 改正文（令和二年財務省告示第百六十一号）抄
- 令和二年七月一日より適用する。

改正文（令和三年財務省告示第百七十四号）抄
令和三年七月一日より適用する。